

栃木県ふぐ処理等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふぐの処理及び販売に関して必要な事項を定めることにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の定めるところによる。

(1) ふぐ処理

ふぐの有毒部位の除去又は卵巣及び皮を塩蔵により人の健康を損なうおそれがないように処理することをいう。

(2) ふぐ処理者

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）別表第17第1号において規定する、ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者をいう。

(3) ふぐ処理施設

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）附則第1条第3号の施行日（以下「第3号施行日」という。）より前においては、飲食店営業、魚介類販売業又は魚介類の加工を行う営業に係る施設であって、除毒前のふぐの処理を行う施設としてあらかじめ知事に届け出た施設をいい、第3号施行日以降においては食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であって、ふぐを処理する施設の要件を満たす施設をいう。

(4) 認定基準

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）の別添に掲げるふぐ処理者を認定する際の基準をいう。

(5) 認定要件

知事が「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえてこの要綱で定めるふぐ処理者の認定要件をいう。

(ふぐ処理者の認定)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。

- (1) 知事又は知事が指定した団体が実施する、認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐ処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者又はこれと同等以上の知識及び技術を有すると知事が認めた者
 - (2) 他の都道府県知事等が実施する認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐ処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者については、前号の要件と同等以上の知識及び技術を有すると知事が認めた者として扱うものとする。
- 2 知事は、前項第1号の規定によりふぐ処理者として認定した者に対し、ふぐ処理者認定証（第1様式）（以下「認定証」という。）を交付する。

（認定試験）

- 第4条 知事は、ふぐ処理に必要な知識及び技術等の認定のため、前条第1項第1号に規定する試験（以下「認定試験」という。）を実施する。
- 2 知事は、認定試験に関する事務の全部又は一部を指定する団体に行わせることができる。
 - 3 認定試験の実施に必要な事項については別に定める。

（認定証の書換交付、再交付）

- 第5条 認定証の交付を受けた者は、認定証の記載事項に変更があったときは、ふぐ処理者認定証書換交付申請書（第2号様式）を知事に提出し、認定証の書換交付を受けることができる。
- 2 認定証の交付を受けた者は、認定証を亡失し、破損し又は汚損したときは、ふぐ処理者認定証再交付申請書（第3号様式）を知事に提出し、認定証の再交付を受けることができる。
 - 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた者が、後に失った認定証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。
 - 4 令和4年3月31日以前に栃木県フグ取扱指導要綱（以下「旧要綱」という。）に基づいて交付された認定証を所持している者は、本要綱に準じた認定証の書換交付又は再交付を知事に申請することができる。

（営業の届出等）

- 第6条 業としてふぐ処理を行おうとする者は、あらかじめふぐ処理者の資格を証する書類を添付し、ふぐ処理営業届（第4号様式）を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 2 保健所長は、ふぐ処理営業届を受理したときは、ふぐ処理営業届出済証（第5号様式）（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。
 - 3 ふぐ処理営業を営む者は、届出済証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

ならない。

- 4 届出済証の交付を受けた者は、届出済証を亡失又は破損したときは、ふぐ処理営業届出済証再交付願（第6号様式）を保健所長に提出し、届出済証の再交付を受けることができる。
- 5 ふぐ処理営業を営む者は、届出済証の記載事項に変更があったときは、速やかにふぐ処理営業変更届（第7号様式）を保健所長に提出しなければならない。
- 6 ふぐ処理営業を営む者は、ふぐ処理営業を廃止したときは、速やかにふぐ処理営業廃止届（第8号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（従事の制限）

- 第7条 ふぐ処理者以外の者は、業としてふぐ処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理者の監督の下に当該業務に従事する場合は、この限りでない。
- 2 ふぐ処理者は、ふぐ処理施設以外の場所においてふぐの処理に従事してはならない。

（遵守事項等）

- 第8条 ふぐを取り扱う営業者及びふぐ処理者は、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。）及び「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知。以下「課長通知」という。）に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 ふぐ処理施設の営業者は、施行規則別表第17第1号への規定を遵守するとともに、ふぐ処理者について、局長通知及び課長通知に掲げる事項の遵守状況を監督しなければならない。

（有毒ふぐ等の販売等の禁止）

- 第9条 ふぐを取り扱う営業者は、局長通知別表1及び別表1の2に掲げる種類のふぐの可食部位以外の部位並びに別表1及び別表1の2に掲げる種類以外のふぐ（別表1の注2本文で定める海域以外で漁獲されるふぐ及び同表注2ただし書きにより同表に適用されないふぐを含む。以下同じ。）又はその部位を、次の場合を除き販売等してはならない。
- (1) 別表1及び別表1の2に掲げる種類のふぐの可食部位以外の部位にあつては、個別の毒性検査により有毒でないことを確認した上で販売等する場合又は別表2の塩蔵処理を行った上で、若しくはその原料として販売等する場合。
 - (2) 別表1及び別表1の2に掲げる種類以外の種類のふぐにあつては、個別の毒性検査により有毒でないことを確認された部位を販売等する場合
- 2 何人も、未処理のふぐを一般消費者に対して販売してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

附則（平成5年2月25日環衛第30-62号）

この要綱は、平成5年2月25日から施行する。

附則（平成8年1月31日環衛第31-4号）

この要綱(改正)は、平成8年1月31日から施行する。

附則（平成10年10月5日環衛第30号）

この要綱(改正)は、平成10年10月5日から施行する。

附則（平成12年12月27日環衛第30-105号）

この要綱(改正)は、平成12年12月27日から施行する。

附則（平成17年3月3日生衛第818号）

この要綱(改正)は、平成17年3月3日から施行する。

附則（平成24年3月23日生衛第1860号）

この要綱(改正)は、平成24年3月23日から施行する

附 則（令和3(2021)年3月26日生衛第1105号）

この要綱(改正)は、令和3年3月26日から施行する。

附 則（令和4(2022)年3月25日生衛第1066号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に届出を提出する者について適用し、この要綱の施行の際現に旧要綱第6条第1項に基づきフグ営業の届出をした者については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱の第4条第1項に規定するフグ処理者については、この要綱の第3条第1項1号に規定する、知事又は知事が指定した団体が実施する、認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐ処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者と同等以上の知識及び技術を有すると知事が認めた者とみなす。

附 則（令和 7（2025）年 4 月 30 日薬生第 229 号）
この要綱（改正）は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。